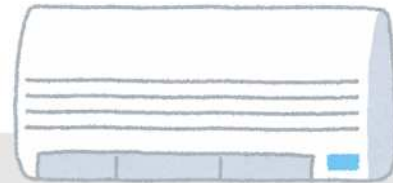


## 熱中症予防のために



# エアコン購入設置費用を助成します！

### 対象世帯

市内在住、在宅で自宅にエアコンを所有していない、又は故障により（※）使用できるエアコンがない世帯で、次の①～③のいずれかに該当する世帯（※一定の要件があります）

- ①65歳以上の一人暮らし又は、65歳以上の高齢者のみの世帯（世帯全員が市県民税非課税である）
- ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方を含む世帯（世帯全員が市県民税非課税である）
- ③生活保護を受給している世帯のうち申請日において冷房器具の支給対象とならない世帯

### 対象機器

天井や壁、窓枠等に固定して設置するエアコン  
(1世帯あたり1台まで)

すでに購入済、設置済のエアコンについては助成対象になりません。事前に書類の提出や確認が必要ですので、必ず購入前、取り付け前にご相談ください。

### 助成額

上限：58,000円（1世帯につき1回限り）  
エアコン本体の購入及び設置にかかった費用と、58,000円のいずれか少ない額を助成します。

### 申請期間

令和5年5月1日（月）～令和5年9月29日（金）

### 申請方法

裏面をご覧ください。



お問合せ先  
神崎市役所 高齢障がい課 地域支援係 0952-37-0111

# 手続きの流れ

①事前相談連絡 ☎ 37-0111

一時的に購入費用の準備が難しい等の場合もご相談ください。

②職員による自宅訪問

自宅を訪問し、エアコンがないことや故障していること等の調査、確認を行います。

③申請書等の提出

1. 見積書
2. 設置予定箇所の写真
3. 家屋所有者の承諾書（申請者と家屋の所有者が異なる場合）

④助成決定の通知

⑤エアコンの購入・設置

見積をとった業者よりエアコンを購入、設置をしてください。



⑥職員による自宅訪問

設置された状況の確認のため職員が自宅を訪問します。

⑦実績報告書提出

1. 領収書
2. 設置後の写真

⑧助成金振込

お問合せ先  
神崎市役所 高齢障がい課 地域支援係 0952-37-0111